

10月1日から使用料・手数料が変わります

10月1日から消費税および地方消費税の税率が10%に改定されることに伴い、公共施設使用料や手数料について消費税増税分の改定を行いますのでお知らせします。

【改定後の料金について】 消費税率改定分のみの増額改定となります。

- 施設使用料などは10円単位で料金を設定しています。 ※料金が260円以下のものは変更がありません。

（例）旧料金が600円の場合

600円 ÷ 1.08（旧消費税率） × 1.1（新消費税率） = 611円（10円未満を四捨五入）

⇒ **改定後料金 610円**

- 下水道使用料や行政財産使用料など消費税率を直接かけて料金を算出するものは1円単位とし、円未満を切り捨てます。

▼改定となる使用料・手数料

■公共施設使用料

- まちづくりセンター 【TEL 74-6210】
- 教育支援センター 【TEL 74-4800】
- 文化センター 【TEL 23-1281】
- 音楽公民館 【TEL 24-7479】
- 航空科学センター 【TEL 24-3255】
- 美術自然史館・こども科学館 【TEL 23-0502】
- 身体障害者福祉センター、地域ふれあいセンター 【TEL 22-2646】
- スポーツセンター、市営球場、陸上競技場、B & G海洋センター 【滝川市体育協会 TEL 23-4617】
- 各地区コミュニティセンター 【くらし支援課 TEL 28-8012】
- 学校校舎 ※目的外使用の場合 【学校運営課 TEL 28-8043】
- 各児童館、児童センター 【子育て応援課 TEL 28-8025】
- 中央老人福祉センター 【TEL 24-1824】
- 三世代交流センター 【TEL 24-0500】
- 農村環境改善センター 【TEL 75-2841】
- 東滝川地区転作研修センター 【TEL 28-2141】
- 道の駅たきかわ 【TEL 26-5500】

■その他の使用料・手数料（主なもの）

- 墓地管理手数料 【くらし支援課 TEL 28-8013】
- 公営住宅駐車場使用料 【建築住宅課 TEL 28-8041】
- 行政財産使用料 ※土地は使用期間が1か月に満たない場合 【市役所代表 TEL 23-1234】
- 公園使用料及び占用料 ※占用料は期間が1か月に満たない場合 【土木課 TEL 28-8036】

▼消費税率改定以外で料金改定を行うもの

■下水道使用料 【都市計画課 TEL 28-8039】

消費税率の改定と下水道使用料体系の見直しによる改定となります。

下水道使用料体系の見直しの詳細は、広報たきかわ平成30年9月号、または市公式ホームページをご覧ください。

- ※印の用途に関しては消費税率の改定のみです。
- ディスポーザー使用者の使用料は、1台につき550円（税込）となります。

用途		家事用	福祉用	業務用	浴場用※	臨時用※
基本水量 および料金 (1か月につき)	水量	7m ³ まで	7m ³ まで	15m ³ まで	100m ³ まで	10m ³ まで
	料金	1,389.3円	781円	3,366円	2,948円	4,474.8円
超過料金（超過水量1m ³ につき）		211.2円	211.2円	267.3円	36.3円	447.7円

（計算後1円未満の端数切捨て）

今回の改定に伴う詳しい内容等につきましては、各施設・各担当課までお問い合わせください。